

永平寺町場外離着陸場設置条例を次のように交付する。

令和7年10月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第28号

永平寺町場外離着陸場設置条例

(設置)

第1条 この条例は、航空法(昭和27年法律第231号)及び航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)の規定に準拠し、航空機等の離着陸に供し、町の産業と観光の振興を図るため、永平寺町場外離着陸場(以下「場外離着陸場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 場外離着陸場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
九頭竜川河川敷離着陸場	永平寺町下浄法寺地係
町営第3駐車場離着陸場	永平寺町志比地係

(使用の許可)

第3条 航空機等の離着陸、駐機、停留及び他の目的のため場外離着陸場を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長に申請してその許可を受けなければならない。申請の内容を変更しようとするときもまた同様とする。

(使用の制限)

第4条 町長は、管理上必要があると認められるときは、前条の許可について使用の制限その他必要な条件を付することができる。

2 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) その他公益又は管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 第3条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を新たに付し、若しくは変更し、若しくはその使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
(2) 前号に定めるもののほか、町長が場外離着陸場の管理運営上支障のあると認めるとき。

2 前項の取消し等により、使用者に損害が生じても、町はその賠償責任を負わない。
(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別の設備等の許可)

第9条 使用者が場外離着陸場の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特別の物品を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 使用者がその使用を終了したとき、又は第7条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに、その使用した場所を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 使用者は、場外離着陸場の設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(過料)

第12条 詐欺その他不正な行為により第3条の使用の許可を受けた者又は第5条の使用料の徴収を免れた者は、5万円以下の過料に処することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

種別	概要	金額
1回の離着陸及び停留に係る使用料	全長が14メートル以内、全幅11メートル以内、及び最大離陸重量が9トン未満である航空機等	20,000円